

消費税の
軽減税率対策、
価格転嫁で
お悩みの方…

経営上の
お悩みを
お持ちの方…

専門家を 派遣し 解決します！

こんな、 お悩みありませんか？

- 消費税の軽減税率制度が導入されるにあたり、対策を相談したい
- 売上を落とさないまま、消費税を価格に転嫁するための経営革新計画を作りたい
- 更なる消費税増税に備えて、新商品・新サービスを開発したい
- 後継者と共に、最初から消費税を勉強し直したい
- 消費税の引き上げを見据え、資金繰りを見直し、経営改善を図りたい
- 消費税の計算方法を教えて欲しい

※登録されている専門家

中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、
弁護士、弁理士、技術士、行政書士、1級建築士、
ファイナンシャルプランナー、
第1種情報処理技術者など

支援事例

- 消費税軽減税率対策支援
- 消費税転嫁対策支援
- 消費税申告支援
- 事業(創業)計画書作成支援
- 経営改善計画作成支援
- BCP(事業継続計画)作成支援
- 経営課題(これからやらなければならない事)の抽出
- 経営革新計画作成支援
- 就業規則の作成支援
- 事業承継支援
- 商標登録支援
- ホームページ活用支援
- 店舗レイアウト支援

消費税軽減税率対応窓口 相談等事業における 専門家派遣



消費税軽減税率対応窓口相談等事業の一環として、商工会に相談窓口を設置しております。当窓口において、相談を希望される方に対して、愛知県商工会連合会から無料で5回まで専門家を派遣します。

専門家派遣の支援内容

事業名は、消費税軽減税率対応窓口相談等事業となっておりますが、消費税の軽減税率、価格転嫁対策に関するものであれば、あらゆる課題に対応できます。

● 他にもあなたの事業所に専門家が**無 料**で赴きます ●

**無
料**

嘱託専門指導員の派遣

愛知県商工会連合会に所属する中小企業診断士が対応します

● 対 象 小規模事業者等※1 ● 派遣回数 原則3回

中小企業・小規模事業者 ワンストップ総合支援事業 における派遣

より高度な経営課題に対応します

● 対 象 中小企業者等※2 ● 派遣回数 原則3回

エクスパートの派遣

愛知県商工会連合会に登録された専門家が対応します

● 対 象 小規模事業者等※1 ● 派遣回数 1回
(2回目以降有料、計3回まで)

専門家の派遣については、商工会職員にお尋ねください。

※1 小規模事業者等 従業員20人以下(商業、サービス業は5人以下)の商工業者及び創業予定者

※2 中小企業者等 資本金が3億円以下の会社、または従業員300人以下の会社及び個人で製造業、建設業、運輸業その他
資本金が1億円以下の会社、または従業員100人以下の会社及び個人で卸売業
資本金が5,000万円以下の会社、または従業員100人以下の会社及び個人でサービス業
資本金が5,000万円以下の会社、または従業員50人以下の会社及び個人で小売業

● お問い合わせはこちらまで

〒470-2103
知多郡東浦町大字石浜字岐路28-2
東浦町商工会
TEL(0562)83-6123

〒450-0002
名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
愛知県産業労働センター16階〈ウイंकあいち〉
愛知県商工会連合会
TEL (052) 562-0041